

茨城県汚水処理施設整備交付金（農業集落排水施設分）交付事務処理要領

平成 28 年 1 月 27 日付け農環第 351 号

（趣旨）

第 1 この要領は、国の「汚水処理施設整備交付金交付要綱（平成 17 年 4 月 22 日付け 17 農振第 167 号農林水産事務次官ほか通知）」（以下「要綱」という。）及び「汚水処理施設整備交付金交付要領（平成 17 年 4 月 22 日付け 17 農振第 168 号農林水産省農村振興局長ほか通知）」（以下「要領」という。）に基づく、農業集落排水事業の実施に係る事務処理のうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき都道府県が行うこととする事務を定めた件（平成 12 年 4 月 27 日農林水産省告示第 658 号）のうち地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金に限る。）にかかる事務の内容」（以下「告示」という。）により、都道府県が行うこととされた事務の取扱等について必要な事項を定めるものである。

（割当内示）

第 2 農林水産部長（以下「部長」という。）は、国から「汚水処理施設整備交付金」（以下「交付金」という。）の割当内示を受けたときは、農林事務所長（以下「所長」という。）に通知する。

2 所長は、部長から前項の通知を受けたときは、割当内示を様式 1 に添付し交付申請者に通知するものとする。

（交付申請書の提出）

第 3 交付申請者は、所長から割当内示の通知を受けたときは、要綱第 8 及び要領第 3 に定める交付申請書に経費の配分及び事業計画の概要（別紙第 2）を添えて、定められた期日までに様式 2 により所長に提出しなければならない。

2 所長は、交付申請者から前項の申請を受けたときは、当該申請書の目的及び内容、金額の算定等が適正であるか審査するものとする。

3 所長は、審査の結果適正と認めたときは、交付申請書を様式 3 に添付し部長に進達するものとする。

（交付金の交付決定の通知）

第 4 部長は、国から交付決定の通知を受けたときは、所長に通知する。

2 所長は、部長から前項の通知を受けたときは、様式 4 に添付し交付申請者に通知するものとする。

（概算払請求）

第 5 交付申請者は、概算払請求（会計法（平成 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）第 22 条）を申請する場合は、交付決定額の 90%を限度として交付金の概算払請求書（別紙様式 1 又は別紙様式 3）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請を受けたときは事業の進捗度合いを踏まえ、その内容を審査し、適正と認められた場合は部長に進達するものとする。進達する場合の手続きは、第3の規定を準用するものとする。なお、第4四半期の最終請求時においては、改めて遂行状況を確実に把握し、過払いとにならないよう特に留意すること。

(変更交付申請等)

第6 要綱第9及び要領第4に定める交付決定変更申請書を提出する場合の手続きは、第3、第4の規定を準用するものとする。

2 告示三にかかる交付対象事業の中止又は廃止の承認申請書並びに交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合における報告書を提出する場合の手続きは、第3の規定を準用するものとする。

(申請の取下げ)

第7 要綱第10及び要領第5に定める申請取下書を提出する場合の手続きは、第3の規定を準用するものとする。

(遂行状況報告)

第8 交付申請者は、要綱第11及び要領第6に定める遂行状況報告書を1月15日までに所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の報告を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは1月20日までに部長に進達するものとする。

3 遂行状況報告書を提出する場合の手続きは、第3の規定を準用するものとする。

(実績報告)

第9 交付申請者は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、要綱第12及び要領第7の規定に基づく実績報告書を所長に提出しなければならない。

2 所長は、交付申請者から前項の報告を受けたときは、告示七にかかる交付金実績報告書等の書類及び必要に応じて行う現地調査等（以下「確認検査」とする。）を実施する。

3 前項の確認検査は、「茨城県団体営農業集落排水事業費補助金交付要項に係る事務処理要領（平成28年1月22日付け農環第345号）」（以下「農集排水事務処理要領」という。）第9に準じて行うものとする。

4 所長は、前項の実績報告書及び確認検査復命書を審査の結果、交付事業の成果が交付決定の内容等に適合すると認めるときは、事業の完了の日から起算して25日を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する県の会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに、確認検査報告書（様式5）に実績報告書を添付し、部長に報告するものとする。

5 実績報告書を提出する場合の手続きは、第3の規定を準用するものとする。

(額の確定の通知等)

第10 国から交付金の額の確定について通知を受けたときの手続きは、第4の規定を準用するものとする。

(交付金の交付額の調整)

第11 交付申請者が国要綱第6第3項の規定に基づく交付額の調整を行う場合は、会計年度の12月末までに所長に報告しなければならない。

2 所長は、交付申請者から前項の報告を受けたときは、速やかに部長に報告するものとする。

(年度内に工事が完了しない場合)

第12 「用地買収補償の困難」「天候の不順」「重大なる設計変更」「資材の入手困難」等不測の事故で、年度内に事業の完了が困難となったときの手続きは、農集排事務処理要領第12の規定を準用するものとする。

(書類の提出部数)

第13 要綱、要領及び本事務処理要領に定められた大臣及び農政局長宛ての書類の提出部数は、正2部とする。

付則 この事務処理要領は、平成28年2月1日から適用する。

(様式1)

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

農林事務所長

平成 年度 汚水処理施設整備交付金の割当内示について（通知）

このことについて、別添のとおり、関東農政局長より割当内示があったので、下記により交付申請書の提出をお願いします。

記

1 地区名

2 割当額 交付金 円

3 提出期限 年 月 日まで

4 提出部数 2部

(様式2)

番 号
年 月 日

農林事務所長 殿

市 町 村 長

平成 年度 汚水処理施設整備交付金交付申請書について（申請）

平成 年度汚水処理施設整備交付金に係る事業の交付金の交付を受けたいので、汚水処理施設整備交付金交付要綱第8の規定により、関係書類を添えて別紙のとおり申請します。

記

1 地区名

2 提出書類 交付申請書 2部

(様式3)

番 号
年 月 日

農林水産部長 殿

農林事務所長

平成 年度 汚水処理施設整備交付金交付申請書について（進達）

このことについて、下記のとおり申請があり、その内容について審査したところ適正と認められるので、別添のとおり進達します。

記

- 1 交付申請者名
- 2 地区名
- 3 提出書類 交付申請書 2部

(様式4)

番 号
年 月 日

市 町 村 長 殿

農林事務所長

平成 年度 汚水処理施設整備交付金の交付決定について（通知）

このことについて、別添のとおり、関東農政局長より交付決定の通知がありましたので通知します。

なお、工事に着手したときには事務処理要領第7に定めた工事着手届を提出してください。

記

1 地区名

2 決定額 交付金 円

3 交付条件

(注) 国の交付決定通知の写しを添付し、交付条件等を適宜追加すること。

経費の配分及び事業計画の概要

事業名 (国事業名)		地区名 (事業主体)				施行年度							翌年度以降		備考	
費目	工種	前年度まで				本年度					翌年度以降					
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	国費	国費率	国費以外の財源			事業量	事業費		
			円		円		円	円	%	県費	市町村費	その他		円		
工事費			円		円		円	円	%	円	円	円		円		計画人口
純工事費			-		-		-		-					-		計画戸数
	処理施設															工期
	管路施設															~
	ポンプ施設															事業完了後の 管理予定者
	資源循環施設															
測量及び 試験費																
用地買収 及び補償費																
計			-		-		-	-	50	-	-	-		-		

(様式5)

番 年 月 号 日

農林水産部長 殿
(農村環境課扱い)

●●農林事務所長

確 認 検 査 報 告 書

平成 年度汚水処理施設整備交付金の検査状況を,下記のとおり報告する。

記

地 区 名	設計責任者 職・氏 名	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日	検 査 年 月 日	検査責任者 職・氏 名	備 考

(注) 地区名の下に () 書きで事業主体名を記入すること。
添付書類：実績報告書

〈参考〉様式等一覧

- ・様式1 (第2関係) 汚水処理施設整備交付金の割当内示について (通知)
 - ・様式2 (第3関係) 汚水処理施設整備交付金交付申請書について (申請)
 - ・様式3 (第3関係) 汚水処理施設整備交付金交付申請書について (進達)
 - ・様式4 (第4関係) 汚水処理施設整備交付金の交付決定について (通知)
 - ・様式5 (第9関係) 確認検査報告書
-
- ・別紙第2 経費の配分及び事業計画の概要
 - ・別紙様式1 概算払請求書 (第1～3四半期)
 - ・別紙様式3 遂行状況報告書及び概算払請求書 (第4四半期)

国

県

事務所

事業主体(市町村)



農環第351号
平成28年1月27日

農村計画課長 殿

農林水産部長
(公印省略)

茨城県汚水処理施設整備交付金（農業集落排水施設分）交付事務処理要領の
制定について（通知）

このことについて、別添のとおり制定したので通知します。

なお、適用日については平成28年2月1日からとし、関係市町村には別途農林事務所長から通知します。

農村環境課 担当 加藤 029-301-4259
